

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
呉市	日之浦地区 (日之浦, 日野浦, 寸田原, 北石佛, 南石佛, 上奈良津, 下奈良津, 道中山)	令和3年3月31日	令和4年3月28日

1 対象地区の現状

当該地区は瀬戸内海に面しており、干拓された新開地区と山間部にある寸田原と石佛地区で水稲を中心とした農業を営んでいる。このうち、寸田原地区では中山間直接支払制度を活用し、地域でまとまって農地保全に取り組んでいる。新開地区では、耕作者の高齢化と担い手不足、また農業施設の維持管理の経費負担が大きく、今後の農業経営の継続が困難なことから、新たな担い手へ農地をまとめて貸し出す方針を決定している。

①地区内の農地面積	24.7 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の農地面積の合計	22.4 ha
③地区内における70才以上の農業者の農地面積の合計	11.1 ha
i うち後継者未定の農業者の農地面積の合計	0.5 ha
ii うち後継者について不明の農業者の農地面積の合計	0.0 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある農地面積の合計	6.9 ha
(備考)アンケートは令和2年1月に実施	

注1:③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

○新開地区(日之浦, 日野浦)
耕作者の高齢化や担い手不足、また排水ポンプ等の維持管理負担が大きいため、継続的な農業経営が難しくなっている。

○寸田原地区
豪雨災害により農地が利用できない状況にあり、また復旧にも時間を要しているため、将来の農地利用の見通しが立てにくい。また、耕作者は、高齢化しており担い手も不足しているほか、イノシシやシカの被害が発生している。

農地復旧事業の限度額超過の関係で第1工区は大量の土砂を撤去せず畑として復旧させ、第2工区は、田に復旧するが石垣ではなく土盛法面となる。そのため、品目転換や法面管理作業の増加等により、新たな労力負担等が発生する。

○石佛地区・奈良津地区・道中山
現在農地は耕作利用されているが、耕作者は、高齢化しており担い手も不足している。また、イノシシやシカの被害が発生している。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

○新開地区(日之浦, 日野浦)
担い手へ集約化する農地については、農地中間管理機構関連農地整備事業を活用して、担い手が活用しやすい農地へ改良し、A及びB、Cを中心経営体として位置づけて、農地を維持する。整備事業を活用しない農地については、現耕作者が水田として活用していく。

○寸田原地区
災害復旧工事が完了後、中山間直接支払制度を活用して集落協定参加者で農地を継続管理していくとともに、将来的に中心経営体や新たな担い手へ農地の貸付を検討する。

○石佛地区・奈良津地区・道中山
現耕作者において農地を継続管理していくとともに、将来的に中心経営体や新たな担い手へ農地の貸付を検討する。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	A	(露地) ネギ	0.0 ha	(露地) ネギ	2.4 ha	新開地区 (中丁)
認農	B	(露地)ネギ	0.0 ha	(露地)ネギ	1.2 ha	新開地区(北 丁)他
認農(東広島市)	C	(露地)ネギ	0.0 ha	(露地)ネギ	5.0 ha	新開地区(南丁 3ha), 寸田原地区 (2ha)
計	3 経営体		0.0 ha		8.6 ha	

※実面積で3ha以上を希望

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが
 確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。
 注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。
 注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積(農地面積)を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>○新開地区 地区内の農地約7haを農地中間管理機構へ預け、農地中間管理機構関連農地整備事業を活用して、中心経営体 が活用しやすい農地へと改良し、中心経営体へ貸し付ける。 中心経営体のA, B, Cは露地ネギの栽培を中心に、更なる農地利用を目指していく。</p>
<p>○寸田原地区・石佛地区・奈良津地区 将来的に中心経営体や新たな担い手へ円滑な貸付ができるよう地域での地道な意見交換を行い、早めの情報発 信や面的貸付ができるよう調整する等を行う。</p>

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(m ²)		
		貸付け	作業委託	売渡
1				
2				
3				
	計	0	0	0

注:農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象と
 する場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。